

特定非営利活動法人サロンみんなの保健室活動規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人サロンみんなの保健室の活動を円滑かつ効果的に行うために必要となる事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人が行う活動全般について適用する。

(規程順守の義務)

第3条 法人の役員及び活動に従事する会員等は、この規程を順守し、相互に協力して法人の発展に努めなければならない。

(会員の活動)

第4条 会員は、法人の活動に積極的に参加するものとし、また、法人は、会員の活動希望を受け入れるものとする。

2 会員は、活動に参加する場合は、法人の指定する必要書類を提出するものとする。

3 活動のうち来室者の対応等の一般活動は専門資格を必要としないが、相談業務等の専門活動については、専門職資格保有者があたるものとする。

(服務規律)

第5条 会員は、活動に従事する場合には、この規程に定めるもののほか、活動上の指揮命令に従い、自己の職務に専念し、作業能率の向上に努めるとともに、お互いに協力して活動の秩序を維持しなければならない。

2 活動に従事する会員は、次の事項を守らなければならない。

(1)活動理念を熟知し活動すること。

(2)報告、連絡、相談を密にし、良好なチームワークを保つこと。

(3)常に健康に留意し、明朗はつらつとした態度で従事すること。

(4)自己の職務を正確かつ迅速に処理すること。

(5)常に品位を保ち、法人の名誉を害し信用を傷つける行為をしないこと。

(6)業務上知り得た機密事項及び法人の不利益となる事項を他に漏らさないこと。

(7)法人の許可なく施設、備品を使用しないこと。また、使用にあたっては、施設、備品を大切に扱い、物品は節約して使用すること。

(8)許可なく職務以外の目的に法人の施設、備品、物品を使用しないこと。

(9)職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つこと。

(10)活動を妨害し、または職場の風紀、秩序を乱さないこと。

(11)活動に係る不当な金銭の借用、または贈与等の利益を受けないこと。

(個人情報保護)

第6条 会員は、活動にあたって取得した個人情報を他に漏洩し、または活動外の目的に使用してはならない。

2 個人情報保護に関して会員が遵守すべき事項の詳細は、別に規程で定める。

(活動日及び時間等)

第7条 活動日は、火・水・木曜日とし、その活動時間は1日4時間とする。

2 始業、終業の時刻は次の通りとする。

始業時刻 14:00～終業時刻 18:00

3 法人は、活動の都合その他やむを得ない事情により、活動日及び活動時間、活動時刻を変更することがある。この場合においては、理事長が前日までに連絡する。

(ボランティア手当)

第8条 活動に従事する会員には、ボランティア手当を支給することとし、その種類及び金額は次のとおりとする。

(1) 来室者の対応等の一般活動 1日1,000円

(2) 相談業務等の専門活動 1日2,000円

2 ボランティア手当は、前月1日から起算し、前月末に締め切り、当月の10日に支払う。ただし、その日が休日及び金融機関の休業日に当たるときは、その翌日に支払う。

3 ボランティア手当は、通貨で直接本人にその額を支払う。ただし、会員が希望した場合は、その指定する金融機関の口座に振込により支払うことができる。

(会員の活動停止)

第9条 法人は次の各号の1に該当する場合は会員の活動を停止することがある。

(1) 活動姿勢が著しく不良で、向上の見込みなく、法人の活動に適さないと認められたとき。

(2) 正当な理由なく活動上の指揮命令に従わないとき。

(3) 故意又は重大な過失により災害又は事故を引き起こし、あるいは法人及び施設の備品、機器等を破損し、帳票書類等やデータを紛失、汚損し、法人、顧客、取引先に損害を与えたとき。

(4) 顧客、取引先から不当に金品あるいは供応を受けたとき。ただし、事前に法人の了解がある場合を除く。

- (5) 故意又は重大な過失により、法人又は顧客の重要な機密を外部に漏らし、法人に重大な損害を与えたとき。
- (6) 法人の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき。
- (7) 活動の運営上のやむを得ない事情または天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、活動の継続が困難となったとき。
- (8) 法人の運営上のやむを得ない事情または天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換または部門の閉鎖等を行う必要が生じ、ボランティアの減数が必要と認められたとき。
- (9) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、令和3年4月1日より施行する。